

令和2年度事業計画書

期間 2020年4月1日から2021年3月31日まで

一般社団法人自転車協会は、自転車活用推進法並びに一昨年6月に閣議決定された自転車活用推進計画の目的である「官民挙げての自転車利用の普及促進」の趣旨を十分に踏まえ、「製品の安全性確保」と「自転車の需要拡大」に向け具体的な施策を講じる。

製品の安全性については、自転車活用推進法の基本方針（第八条一項五号：「高い安全性を備えた良質な自転車の供給体制の整備」）を踏まえ、業界団体として永年注力してきたBAAマーク制度のより一層の浸透を引続き行う。

加えて、業界を取巻く環境が厳しい状況において、中長期的な自転車の有効利用の更なる促進に向けて、昨年度より実施しているスポーツ用自転車を中心とした自転車の需要拡大に係る各種施策に積極的に取り組む。

一方で、震災復興と自転車の有効利用を目的としたCycle Aid Japan については、引き続きその浸透を図っていくとともに、各種広報媒体をとおして、自転車の安全・安心な利用促進に係る啓発活動を積極的に行う。

事業計画

1. 安全対策事業

(1) BAA（自転車協会認証）マーク制度への対応

- ・「一般用自転車及び幼児用自転車安全基準」が本年8月から正式発効するのに伴い、新基準への移行実務をスムーズに行うとともに、BAAマーク貼付自転車の一層の普及拡大のため、インナーに対するBAA貼付対象となる車種の周知を含めた、広報活動とPR活動を行う。
- ・「幼児2人同乗用自転車安全基準」についても適宜見直しを行う。
- ・本制度の対外的な信用度の維持のため、対象となる自転車の商品検査を実施するとともに、その結果を参加事業者で共有することにより、BAAマーク貼付自転車の安全性・信頼性をより一層高めていく。

(2) スポーツBAAマーク制度への対応

- ・スポーツ用自転車安全整備基準に基づき、従来以上にSBAA PLUS認定者と連携し、メンテナンスの重要性や交通ルール遵守に関する情報提供に加えて、スポーツ用自転車の楽しさ、素晴らしさを利用者へお伝えする様々な仕掛けを行う。
- ・一昨年度より実施している「MTBの市場活性化」に係る諸施策を当年度も引き続き進めていく。

(3) 自転車安全基準

各種安全基準（自転車安全基準、電動アシスト自転車安全基準、幼児2人同乗用自転車安全基準）について、自転車事故分析結果やJISの改正等を考慮の上、必要に応じた基準の改正や注意喚起等を行うとともに、安全利用に係るタイムリーな情報を会員ならびにマーク制度参加事業者へ肌目細かくお伝えする。

また国際規格ISOの動向も踏まえたJISの改正について、(一財)自転車産業振興協会に協力して調査研究を実施する。

(4) 生産物賠償責任保険の団体契約

製造物の欠陥によって生じる損害賠償に対処するため、生産物賠償責任保険の団体契約を継続実施し、会員企業の加入促進を図る。

2. 自転車活用推進法への対応

自転車活用推進法並びに一昨年6月に閣議決定された自転車活用推進計画を踏まえて、当会と地方自治体との連携関係の構築に向けた事業として、一昨年より支援をしている島根県益田市に加えて、今年は、さらに他の地方自治体との協力関係の構築を図る。

3. 広報活動

(1) 自転車広報

- ・BAAマーク制度及びスポーツBAAマーク制度の広報展開をとおして、利用者に安全・安心で環境にやさしい自転車の一層の普及に努める。同時に、メンテナンスの重要性、交通ルール遵守等トータルでの自転車安全啓発を広報することで、利用者の共感を得る。
- ・7年前にスタートしたTBSラジオ番組「ミラクル・サイクル・ライフ」へのスポンサー提供をとおして、一般聴取者に対する自転車の安全・安心な利用促進に係る啓発を引続き行う。

(2) Cycle Aid Japan 2020（東日本大震災復興支援サイクリング）

昨年度同様、主催者を地元において、震災復興支援サイクリング Cycle Aid Japan（ロード大会並びにMTB大会ともに）を実施する方向で検討する。加えて、災害復興を目的としたサイクリングイベントとして、全国展開を図るべく地方自治体との連携とあわせて具体的検討を進めていく。

(3) 自協会ニュースの発行

月刊で自協会ニュースを発行し会員他関係者にとって有益な情報をとりまとめ公表頒布する。

(4) SBAA EXPRESSの発行

スポーツBAAマーク制度参加事業者及び販売者とのコミュニケーションツールとして、月刊メールマガジンを発行する。

(5) サイクリング及び自転車競技等関連団体事業への協力

他の自転車関連団体が実施する事業に必要な応じて協賛し、自転車の安全・安心な利用、普及に努める。

4. その他事業

以下の事業を行うとともに、これらの成果物については会員に止まらず、関係官庁、関連団体、要望があれば非会員にも配布することで、広く自転車工業の実態把握、自転車の安全施策に対処する。

「自転車工業の基礎調査事業」

製造・輸入事業者の経営上の基礎的なデータを調査、収集することで、業界実態の把握を行う。

5. 国際化進行への対応事業

輸入自転車の関係国との交流を通じ、秩序ある貿易の推進を図る。

6. 会議の開催

常任理事会	年5回以上	監事会	年3回以上
理事会	年3回以上	総会	年1回以上

各種委員会及び関連会議を必要に応じ開催する。

以上